

令和7年第1回安城市議会定例会

# 議案書

(令和7年2月28日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
第 1 号 議 案	安城市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 2 号 議 案	安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	3
第 3 号 議 案	安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
第 4 号 議 案	安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
第 5 号 議 案	安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
第 6 号 議 案	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
第 7 号 議 案	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
第 8 号 議 案	安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	2 5
第 9 号 議 案	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について	2 7
第 1 0 号 議 案	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	2 9
第 1 1 号 議 案	安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 1
第 1 2 号 議 案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	3 3
第 1 3 号 議 案	安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 7

第 1 4 号 議 案	安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 9
第 1 5 号 議 案	安城市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 1
第 1 6 号 議 案	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	4 3
第 1 7 号 議 案	安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 5
第 1 8 号 議 案	安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	4 7
第 1 9 号 議 案	安城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 9
第 2 0 号 議 案	安城市就学援助条例の一部を改正する条例の制定について	5 1
第 2 1 号 議 案	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	5 3
第 2 2 号 議 案	安城市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	8 9
第 2 3 号 議 案	安城市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について	9 1
第 2 4 号 議 案	安城市準用河川占用料条例の一部を改正する条例の制定について	9 3
第 2 5 号 議 案	安城市法定外公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9 5
第 2 6 号 議 案	安城市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	9 7
第 2 7 号 議 案	安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9 9

第 2 8 号 議 案	土地区画整理事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	1 0 3
第 2 9 号 議 案	令和 6 年度安城市一般会計補正予算（第 7 号）について	別冊
第 3 0 号 議 案	令和 6 年度安城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	別冊
第 3 1 号 議 案	令和 6 年度安城市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 3 2 号 議 案	令和 6 年度安城市有料駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 3 3 号 議 案	令和 6 年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について	別冊
第 3 4 号 議 案	令和 6 年度安城市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	別冊
第 3 5 号 議 案	令和 6 年度安城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 3 6 号 議 案	令和 6 年度安城市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	別冊
第 3 7 号 議 案	令和 6 年度安城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	別冊
第 3 8 号 議 案	令和 7 年度安城市一般会計予算について	別冊
第 3 9 号 議 案	令和 7 年度安城市国民健康保険事業特別会計予算について	別冊
第 4 0 号 議 案	令和 7 年度安城市土地取得特別会計予算について	別冊
第 4 1 号 議 案	令和 7 年度安城市有料駐車場事業特別会計予算について	別冊

第 4 2 号 議 案	令和 7 年度安城市介護保険事業特別会計予算について	別冊
第 4 3 号 議 案	令和 7 年度安城市後期高齢者医療特別会計予算について	別冊
第 4 4 号 議 案	令和 7 年度水道事業会計予算について	別冊
第 4 5 号 議 案	令和 7 年度下水道事業会計予算について	別冊
第 4 6 号 議 案	工事請負契約の変更について（居林橋架替工事（上部工製作・架設））	1 0 5
第 4 7 号 議 案	財産の取得について（教職員用図書）	1 0 7
第 4 8 号 議 案	市道路線の廃止について【説明書参照】	1 0 9
第 4 9 号 議 案	市道路線の認定について【説明書参照】	1 1 1
第 5 0 号 議 案	都市公園を設置すべき区域の決定について【説明書参照】	1 1 3
報 告 第 1 号	専決処分について（施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	1 1 5



## 第1号議案

安城市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市事務分掌条例の一部を改正する条例

安城市事務分掌条例（昭和42年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号を次のように改める。

（5）こども健康部

第2条第5項中「子育て健康部」を「こども健康部」に改め、同項第4号中「子育て」を「こども」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、安城市こども計画の策定を踏まえ、こども・子育て支援の推進を図る上で必要があるため。





## 第2号議案

安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市職員定数条例の一部を改正する条例

安城市職員定数条例（昭和27年条例第33号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2号中「964人」を「999人」に改め、同条第3号中「105人」  
を「112人」に改め、同条第9号中「10人」を「15人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、職員数の適正化に伴い、必要があるため。



### 第3号議案

安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部  
を改正する条例

安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年安城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円
6	740,000円
7	864,000円

第8条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第9条第1項中「、第16条」を「及び第16条」に改め、「及び第22条」を削り、同条第2項の表第2条第1項の項を削り、同表第20条の2第1項の項中「任期付職員条例」を「安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年安城市条例第8号）」に改め、同表第21条第2項の項中「100分の170」を「100分の95」に改め、同表に次のように加える。

第22条第2 項第1号	100分の105	100分の87.5
----------------	----------	-----------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定等に準じ、特定任期付職員の給与の改定等をする上で、必要があるため。

## 第4号議案

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年安城市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第8条の5第1項中「定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置  
(安城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 安城市職員の育児休業等に関する条例（平成4年安城市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(時間外勤務の制限の請求に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

－提案理由－

この案を提出したのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、必要があるため。

## 第5号議案

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和  
元年安城市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「2,620円」を「7,140円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、一般職の常勤職員の通勤手当の限度額の改定に準じ、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の限度額を改定する上で、必要があるため。





## 第6号議案

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「55歳（市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1）55歳（市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）
- （2）行政職給料表（一）の適用を受ける職員で、その職務の級が8級以上であるもの

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行（一）9級職員」という。）」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行（一）8級職員」という。）」及び「前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次

の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第12条を次のように改める。

#### 第12条 削除

第14条第2項中「55,000円」を「150,000円」に改める。

第14条の2第1項本文中「（新たに採用された職員の当該採用に伴う赴任を除く。以下同じ。）」を削り、「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第20条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に、「の間」を「の間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第24条の2中「から第12条まで及び第13条」を「及び第11条」に改める。

第29条中「、扶養手当」を削る。

附則第2条第2項中「、第14条第2項中「55,000円」とあるのは「40,000円」と」を削る。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900

9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
	86	256,000	297,100	346,000					
	87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						

	110		304,200	355,100						
	111		304,600	355,400						
	112		304,900	355,700						
	113		305,100	356,200						
	114		305,300	356,600						
	115		305,600	356,900						
	116		306,000	357,200						
	117		306,200	357,700						
	118		306,400	358,100						
	119		306,700	358,400						
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 448,000

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において安城市職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の第11条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、

支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに対しては」と、同条第2項中「（5）重度心身障害者」とあるのは  
 「（5）重度心身障害者  
 （6）配偶者（届出をしない

と、同条第3項中「13, が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」  
 000円」とあるのは「11, 500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3, 000円とする」とする。

（安城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 安城市職員の育児休業等に関する条例（平成4年安城市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第20条の表第24条の2の項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「及び第11条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員」に、「短時間勤務職員」を「、第11条及び第13条の規定は、短時間勤務職員」に改める。

（安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第6条 安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年安城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第12条」を「第11条」に改める。

第10条の表第24条の2の項中「、第10条から第12条まで及び第13条」を「、第10条及び第11条」に、「から第12条まで及び第13条の規定は、任期付短時間勤務職員」を「、第11条及び第13条の規定は、任期付短時間勤務職員」に改める。

（安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年安城市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項中「から第12条まで及び第13条」を「及び第11条」に改める。

附則別表（附則第2条関係）

行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級

1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5

3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6	3	5
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7	3	5
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8	4	5
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9	4	6
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0	4	6
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1	4	6
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2	4	6
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3	4	6
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4	4	7
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5	4	7
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6	5	
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7	5	
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8	5	
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9	5	
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0		
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1		
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2		
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3		
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4		
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5		
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6		
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7		
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8		
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9		
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0		
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1		
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2		
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3		
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4		
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5		
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0			



6 3	5 9	5 5	5 5	5 1			
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2			
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3			
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4			
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5			
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6			
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7			
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8			
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9			
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0			
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1			
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2			
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3			
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4			
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5			
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6			
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7			
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8			
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9			
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0			
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1			
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2			
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3			
8 6	8 2	7 8	7 8				
8 7	8 3	7 9	7 9				
8 8	8 4	8 0	8 0				
8 9	8 5	8 1	8 1				
9 0	8 6	8 2	8 2				
9 1	8 7	8 3	8 3				
9 2	8 8	8 4	8 4				
9 3	8 9	8 5	8 5				

94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						
114	110						
115	111						
116	112						
117	113						
118	114						
119	115						
120	116						
121	117						
122	118						
123	119						

－提案理由－

この案を提出したのは、人事院勧告に伴う国家公務員の給与制度の改正等に準じ、職員の給与制度を改正する上で、必要があるため。



## 第7号議案

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び安城市職員の  
の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部  
を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び安城市職員の  
の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部  
を改正する条例

(安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年安城市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項及び第6項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

(安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年安城市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方公務員法の一部を改正する法律の改正に伴い、必要があるため。



## 第8号議案

安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

安城市職員退職手当支給条例（昭和32年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第11項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した安城市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

—提案理由—

この案を提出したのは、雇用保険法の改正に伴い、必要があるため。



## 第9号議案

安城市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市税条例の一部を改正する条例

安城市税条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。  
第35条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。  
第59条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。  
第80条第2項第2号及び第125条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。  
第139条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。  
別表特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正及び個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を変更することに伴い、必要があるため。



## 第10号議案

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例

安城市都市計画税条例（昭和44年条例第20号）の一部を次のように改正する。  
附則第3項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、必要があるため。



## 第 1 1 号議案

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

安城市長 三 星 元 人

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年条例第 1 2 号）  
の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「次項第 2  
号から第 5 号まで」に改め、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第  
3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 7 条の 2 本文中「（新たに採用された職員の当該採用に伴う赴任を除く。以下  
同じ。）」を削り、「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の  
事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 1 2 条の 2 第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 1 0 時から  
翌日の」に、「の間」を「の間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改める。

第 2 2 条中「、第 6 条の 3」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「、地方  
公務員の育児休業等に関する法律第 1 8 条第 1 項又は安城市一般職の任期付職員の  
採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 3 年安城市条例第 8 号）第 5 条」を削り、  
同条に次の 1 項を加える。

2 第 5 条、第 6 条、第 6 条の 3 及び第 1 5 条の規定は、地方公務員の育児休業等  
に関する法律第 1 8 条第 1 項又は安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特  
例に関する条例（平成 2 3 年安城市条例第 8 号）第 5 条の規定により採用された  
職員には適用しない。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第2条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の第6条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、同条第2項に規定する職務の級が8級以上である職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

(安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(令和4年安城市条例第50号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、第6条の3」を削る。

### —提案理由—

この案を提出したのは、一般職の常勤職員の給与制度の改正に準じ、企業職員に支給する各種手当を見直す上で、必要があるため。

## 第12号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(安城市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）第21条の2第3号及び第4号並びに第21条の3第1項第1号並びに第3項第1号
- (2) 安城市職員退職手当支給条例（昭和32年条例第19号）第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項
- (3) 安城市消防団条例（昭和35年条例第12号）第6条第1号
- (4) 安城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第50号）第6条第1号

(安城市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 安城市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年安城市条例第51号）第13条
- (2) 安城市行政不服審査会条例（平成28年安城市条例第16号）第7条
- (3) 安城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年安城市条例第33号）附則第3条第4項から第6項まで

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(安城市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の安城市職員の給与に関する条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(安城市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定



められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の安城市職員退職手当支給条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに安城市職員退職手当支給条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

－提案理由－

この案を提出したのは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるため。



## 第13号議案

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同条各号を次のように改める。

- （1）特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、必要があるため。

## 第14号議案

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該」を削り、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同条各号を次のように改める。

（1）家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担

及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要があるため。

第15号議案

安城市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例

安城市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成29年安城市  
条例第45号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

安城市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例

第1条及び第2条第1号中「安城市子ども発達支援センター」を「安城市こども  
発達支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、組織改正に伴い、必要があるため。





## 第16号議案

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安城市国民健康保険税条例（昭和33年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.16」を「100分の6.75」に改める。

第5条中「25,700円」を「28,900円」に改める。

第6条第1号中「17,400円」を「18,800円」に改め、同条第2号中「8,700円」を「9,400円」に改め、同条第3号中「13,050円」を「14,100円」に改める。

第7条中「100分の2.84」を「100分の2.78」に改める。

第9条中「11,500円」を「11,700円」に改める。

第10条第1号中「7,800円」を「7,600円」に改め、同条第2号中「3,900円」を「3,800円」に改め、同条第3号中「5,850円」を「5,700円」に改める。

第12条中「11,500円」を「11,700円」に改める。

第27条第1項第1号ア中「17,990円」を「20,230円」に改め、同号イ（ア）中「12,180円」を「13,160円」に改め、同号イ（イ）中「6,090円」を「6,580円」に改め、同号イ（ウ）中「9,135円」を「9,870円」に改め、同号ウ中「8,050円」を「8,190円」に改め、同号エ（ア）中「5,460円」を「5,320円」に改め、同号エ（イ）中「2,730円」を「2,660円」に改め、同号エ（ウ）中「4,095円」を「3,990円」に改め、同号オ中「8,050円」を「8,190円」に改め、同項第

2号ア中「12,850円」を「14,450円」に改め、同号イ（ア）中「8,700円」を「9,400円」に改め、同号イ（イ）中「4,350円」を「4,700円」に改め、同号イ（ウ）中「6,525円」を「7,050円」に改め、同号ウ中「5,750円」を「5,850円」に改め、同号エ（ア）中「3,900円」を「3,800円」に改め、同号エ（イ）中「1,950円」を「1,900円」に改め、同号エ（ウ）中「2,925円」を「2,850円」に改め、同号オ中「5,750円」を「5,850円」に改め、同項第3号ア中「5,140円」を「5,780円」に改め、同号イ（ア）中「3,480円」を「3,760円」に改め、同号イ（イ）中「1,740円」を「1,880円」に改め、同号イ（ウ）中「2,610円」を「2,820円」に改め、同号ウ中「2,300円」を「2,340円」に改め、同号エ（ア）中「1,560円」を「1,520円」に改め、同号エ（イ）中「780円」を「760円」に改め、同号エ（ウ）中「1,170円」を「1,140円」に改め、同号オ中「2,300円」を「2,340円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,855円」を「4,335円」に改め、同号イ中「6,425円」を「7,225円」に改め、同号ウ中「10,280円」を「11,560円」に改め、同号エ中「12,850円」を「14,450円」に改め、同項第2号ア中「1,725円」を「1,755円」に改め、同号イ中「2,875円」を「2,925円」に改め、同号ウ中「4,600円」を「4,680円」に改め、同号エ中「5,750円」を「5,850円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の安城市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### －提案理由－

この案を提出したのは、県の標準保険料率の算定を踏まえ、国民健康保険税の課税額及び軽減額を改定する上で、必要があるため。

第 17 号議案

安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

安城市長 三星 元 人

安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農地利用最適化推進委員	月額	26,500円	を
-------------	----	---------	---

」

「

学校運営協議会委員	年額	12,000円	に
農地利用最適化推進委員	月額	26,500円	

」

改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、学校運営協議会委員の報酬の額を定める上で、必要があるため。



## 第18号議案

安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

安城市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「12,500円」を「12,900円」に改め、同表班長及び団員の項中「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた安城市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、必要があるため。

第19号議案

安城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を  
改正する条例

安城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第  
50号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	30年以上	「	30年以上 35年未満	35年以上	」
	千円		千円	千円	
	979		979	1,079	
	909	を	909	1,009	に改める。
	849		849	949	
	809		809	909	
	734		734	834	
	689		689	789	
	」				」

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正を踏まえ、非常勤消防団員に係る退職報償金の額を改定する上で、必要があるため。



第20号議案

安城市就学援助条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市就学援助条例の一部を改正する条例

安城市就学援助条例（平成27年安城市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「有し、市町村の設置する」を「有する」に改める。

第8条第1項第1号中「第2条に規定する」を削り、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、就学援助の対象となる学校の範囲を拡大する上で、必要があるため。



## 第21号議案

安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市手数料条例の一部を改正する条例

安城市手数料条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「工作物」を「建設設備及び工作物」に改め、同条第7号を次のように改める。

（7）宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料 別表第7

別表第1 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認申請又は同法第18条第2項に規定する計画通知に係る手数料の項中「6,000円」を「10,000円」に、「19,000円」を「28,000円」に、「41,000円」を「59,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「68,000円」を「101,000円」に、「107,000円」を「141,000円」に、「155,000円」を「207,000円」に、「231,000円」を「313,000円」に、「341,000円」を「466,000円」に、「610,000円」を「836,000円」に改め、同表備考第3号中「移転する」を「移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする」に改め、「当該移転」の次に「又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替」を加え、同表備考第4号中「移転する」を「移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする」に改める。

別表第2 建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物に係る同法第7条第1項に規定する完了検査申請又は同法第18条第20項に規定する完了通知に係る手数料の項中「17,000円」を「23,000円」に、「22,000円」を「28,000円」に、「36,000円」を「41,000円」

に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「51,000円」を「55,000円」に改め、同表建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に係る同法第7条第1項に規定する完了検査申請又は同法第18条第20項に規定する完了通知に係る手数料の項中「16,000円」を「22,000円」に、「21,000円」を「27,000円」に、「35,000円」を「40,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「50,000円」を「53,000円」に改め、同表備考中「を移転した」を「を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした」に改め、「当該移転」の次に「又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替」を加える。

別表第3の表中「工作物に関する」を「建築設備及び工作物に関する」に改め、同表建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項に規定する確認申請又は同法第18条第2項に規定する計画通知に係る手数料の項の前に次のように加える。

建築基準法第87条の4第1項において準用する同法第6条第1項に規定する確認申請又は同法第18条第2項に規定する計画通知に係る手数料	一の建築設備につき (1) 建築物に建築設備を設ける場合(次号に掲げる場合を除く。) ア 小荷物専用昇降機 イ ア以外の建築設備 (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築物に建築設備を設ける場合 ア 小荷物専用昇降機 イ ア以外の建築設備	9,000円 23,000円 6,000円 10,000円
建築基準法第87条の4第1項において準用する同法第7条第1項に規定する完了検査申請又は同法第18条第20項に規定する完了通知に係る手数料	一の建築設備につき (1) 小荷物専用昇降機 (2) 前号以外の建築設備	23,000円 41,000円

別表第4 建築基準法第7条の3第1項に規定する中間検査申請又は同法第18条

第28項に規定する特定工程終了通知に係る手数料の項中「16,000円」を「20,000円」に、「21,000円」を「25,000円」に、「33,000円」を「36,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「47,000円」を「48,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する仮使用認定申請手数料	申請1件につき	120,000円
---	---------	----------

別表第4都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）第1条第1項第1号」に、「同項」を「同条第2項」に、

「

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）第10条第2号イ（2	19,100円	を
--	---------	---

<p>) 及びロ (2) に定める基準に係るものであるもの</p> <p>(イ) (ア) 以外のもの</p>	<p>37,100円</p>
--	----------------

「

<p>(ア) 建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ (1) 及びロ (2) 又はイ (2) 及びロ (1) に定める基準に係るものであるもの</p>	<p>27,000円</p>
<p>(イ) 建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ (2) 及びロ (2) に定める基準に係るものであるもの</p>	<p>19,100円</p>
<p>(ウ) (ア) 及び (イ) 以外のもの</p>	<p>37,100円</p>

に、

「

<p>(ア) 全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ (2) 及びロ (2) に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が</p>	<p>を</p>
---	----------

「

<p>(ア) 全住戸が建築物省</p>	
---------------------	--

エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が		
a 1のもの	27,000円	
b 2以上5以下のもの	53,900円	に、
c 6以上のもの	75,800円	
(イ) 全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が		

「  
 (イ) (ア) 以外のものの1棟の総戸数が  
 」  
 を

「  
 (ウ) (ア) 及び (イ) 以外のものの1棟の総戸数が  
 」  
 に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律

第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料の項中

「  
 (ア) 建築物省エネ法基準省令第10条第2  
 」  
 10,100円

号イ（２）及びロ（ ２）に定める基準に 係るものであるもの （イ）（ア）以外のもの	19,200円	を
--	---------	---

（ア）建築物省エネ法基 準省令第10条第2 号イ（１）及びロ（ ２）又はイ（２）及 びロ（１）に定める 基準に係るものであ るもの	14,100円	に、
（イ）建築物省エネ法基 準省令第10条第2 号イ（２）及びロ（ ２）に定める基準に 係るものであるもの	10,100円	
（ウ）（ア）及び（イ） 以外のもの	19,200円	

（ア）全住戸が建築物省 エネ法基準省令第1 0条第2号イ（２） 及びロ（２）に定め る基準に係るもので あるものの1棟の総 戸数が		を
---	--	---

（ア）全住戸が建築物省		
-------------	--	--



<p>エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が</p> <p>a 1のもの 14,100円</p> <p>b 2以上5以下のもの 27,900円</p> <p>c 6以上のもの 39,600円</p> <p>(イ) 全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が</p>	に、
--	----

「 (イ) (ア) 以外のものの1棟の総戸数が を

「 (ウ) (ア) 及び (イ) 以外のものの1棟の総戸数が に改め、同項の次に次のように加える。

低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	申請1件につき	建築物の区分に応じ、前項の金額の欄に掲げる額の2分の1
-------------------------------	---------	-----------------------------

		に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
--	--	---

別表第4建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項を次のように改める。

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>申請1件につき</p> <p>(1) 1戸建て住宅で</p> <p>ア 建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの</p> <p>イ 建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの</p> <p>ウ ア及びイ以外のもの</p> <p>(2) 住戸に係るものについて判定を受けるときの共同住宅等で</p> <p>ア 全住戸が建築物省エネ法基準省令第1条第</p>	<p>27,000円（建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「計画」という。）の変更に係る場合においては、14,100円）</p> <p>19,100円（計画の変更に係る場合においては、10,100円）</p> <p>37,100円（計画の変更に係る場合においては、19,200円）</p>
--	---	--

1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるものの住戸の数(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る住戸の数をいう。以下この項において同じ。)が

(ア) 1のもの 27,000円(計画の変更に係る場合にあっては、14,100円)

(イ) 2以上5以下のもの 53,900円(計画の変更に係る場合にあっては、27,900円)

(ウ) 6以上のもの 75,800円(計画の変更に係る場合にあっては、39,600円)

イ 全住戸が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの住戸の数が

(ア) 1のもの 19,100円(計画の変更に係る場合にあっては、10,100円)

(イ) 2以上5以下のもの	35,900円(計画の変更に係る場合にあっては、19,000円)
(ウ) 6以上のもの	51,900円(計画の変更に係る場合にあっては、27,700円)
ウ ア及びイ以外のものの住戸の数が	
(ア) 1のもの	37,100円(計画の変更に係る場合にあっては、19,200円)
(イ) 2以上5以下のもの	74,900円(計画の変更に係る場合にあっては、38,500円)
(ウ) 6以上のもの	105,400円(計画の変更に係る場合にあっては、54,500円)
(3) 建築物省エネ法基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分(以下「共用部分」という。)に係るものについて判定を受けるときの共同住宅等で、床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積をいう	

。以下この項において同  
じ。)の合計が

ア 300平方メートル以内のもの 118,500円 (計画の変更に係る場合にあっては、60,300円)

イ 300平方メートルを超えるもの 149,700円 (計画の変更に係る場合にあっては、76,600円)

(4) 非住宅部分に係るもの  
について判定を受けると  
きの共同住宅等で

ア 非住宅部分の全部が  
建築物省エネ法基準省  
令第1条第1項第1号  
ロに定める基準に係る  
ものであるものの床面  
積の合計が

(ア) 300平方メートル以内のもの 95,000円 (計画の変更に係る場合にあっては、48,600円)

(イ) 300平方メートルを超えるもの 121,000円 (計画の変更に係る場合にあっては、62,300円)

イ ア以外のものの床面  
積の合計が

(ア) 300平方メートル以内のもの 248,400円 (計画の変更に係る場合にあっては、12

		5, 200円)
	(イ) 300平方メートルを超えるもの	311, 200円 (計画の変更に係る場合にあつては、157, 400円)
(5) 前各号以外の建築物で		
ア 全部が建築物省エネルギー基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものであるものの床面積の合計が		
(ア) 300平方メートル以内のもの		95, 000円 (計画の変更に係る場合にあつては、48, 600円)
(イ) 300平方メートルを超えるもの		121, 000円 (計画の変更に係る場合にあつては、62, 300円)
イ ア以外のものの床面積の合計が		
(ア) 300平方メートル以内のもの		248, 400円 (計画の変更に係る場合にあつては、125, 200円)
(イ) 300平方メートルを超えるもの		311, 200円 (計画の変更に係る場合にあつては、157, 400円)

別表第4 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	申請 1 件につき	建築物の区分に応じ、前項の金額の欄に掲げる計画の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
------------------------------------	-----------	---

別表第4 建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「前号に掲げる場合」を「計画適合性確認機関が認めた場合等」に、

「

(ア) 建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	19,100円	を
(イ) (ア)以外のもの	37,100円	

」

「

(ア) 建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	27,000円	に、
(イ) 建築物省エネ法基準省令第10条第2	19,100円	

号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの （ウ）（ア）及び（イ）以外のもの	37,100円
---	---------

（ア）全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が	を
---	---

（ア）全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が	
a 1のもの	27,000円
b 2以上5以下のもの	53,900円
c 6以上10以下のもの	75,800円
d 11以上25以下のもの	108,300円
e 26以上50以	157,900円

に、



下のもの	
f 51以上100	230,700円
以下のもの	
g 101以上200	318,500円
0以下のもの	
h 201以上300	415,400円
0以下のもの	
i 301以上のもの	481,900円
(イ) 全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が	

「  
 (イ) (ア) 以外のものの1棟の総戸数が  
 を  
 」

「  
 (ウ) (ア) 及び (イ) 以外のものの1棟の総戸数が  
 に改め、同表建築物省エネ法第36条第1項に規  
 」

定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「前号に掲げる場合」を「計画適合性確認機関が認めた場合等」に、

「  
 (ア) 建築物省エネ法基準省令第10条第2  
 10,100円  
 」

号イ（２）及びロ（ ２）に定める基準に 係るものであるもの （イ）（ア）以外のもの	19,200円	を
--	---------	---

（ア）建築物省エネ法基 準省令第10条第2 号イ（１）及びロ（ ２）又はイ（２）及 びロ（１）に定める 基準に係るものであ るもの	14,100円	に、
（イ）建築物省エネ法基 準省令第10条第2 号イ（２）及びロ（ ２）に定める基準に 係るものであるもの	10,100円	
（ウ）（ア）及び（イ） 以外のもの	19,200円	

（ア）全住戸が建築物省 エネ法基準省令第1 0条第2号イ（２） 及びロ（２）に定め る基準に係るもので あるものの1棟の総 戸数が		を
---	--	---

（ア）全住戸が建築物省		
-------------	--	--

エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が

a	1のもの	14,100円
b	2以上5以下のもの	27,900円
c	6以上10以下のもの	39,600円
d	11以上25以下のもの	57,000円
e	26以上50以下のもの	83,800円
f	51以上100以下のもの	123,900円
g	101以上200以下のもの	172,700円
h	201以上300以下のもの	224,700円
i	301以上のもの	259,100円

(イ) 全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が

に、

「  
 (イ) (ア) 以外のもの  
 の 1 棟の総戸数が  
 」を  
 」

「  
 (ウ) (ア) 及び (イ)  
 以外のものの 1 棟の  
 総戸数が  
 」に改め、同表建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 3 号  
 」

に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合認定申請手数料の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	申請 1 件につき	建築物の区分に応じ、前項の金額の欄に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
------------------------------------	-----------	--

別表第 4 備考第 1 項中「第 1 号イ」を「の規定による手数料（同項第 1 号イ）に、「の手数料の額には」を「に係る申請に係るものに限る。）について」に、「）に応じ」を「）には」に改め、同項第 1 号中「（住宅の用途に供する共用の部分という。以下この表において同じ。）」を削り、同表備考第 2 項中「第 2 号イ」を「の規定による手数料（同項第 2 号イ）に、「の手数料の額には」を「に係る申請に係るものに限る。）について」に、「）に応じ」を「）には」に改め、同項第 3 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「場合（」の次に「前号に規定する場合を除き、」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 当該共同住宅等に非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が建築物省エネ法基準省令第 10 条第 1 号に規定する工場等（以下「工場等」という。）である場合に限る。）当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 47,500円

イ 300平方メートルを超える場合 60,500円

別表第4備考第14項及び第15項を削り、同表備考第13項中「建築物省エネ法第36条第1項」を「建築物省エネ法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項の規定による手数料について、建築物省エネ法第31条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料」を「当該手数料」に、「建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の額（」を「建築物省エネ法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項の規定による手数料の額（」に、「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の額）」を「建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項の規定による手数料の額）」に改め、同項を同表備考第23項とし、同表備考第12項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第2号ウ」を「の規定による手数料（同項第2号ウ」に、「の手数料の額には」を「に係る申請に係るものに限る。）について」に、「」に「に」を「」には」に改め、同項第3号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「場合（」の次に「前号に規定する場合を除き、」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 当該共同住宅等に非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 24,300円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 31,100円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 41,300円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 68,800円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 91,100円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 109,900円

キ 25,000平方メートルを超える場合 129,600円

別表第4備考第12項を同表備考第21項とし、同項の次に次の1項を加える。

22 建築物省エネ法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項の規定による手数料（同項第2号エに規定する共同住宅等又は同号オに規定する建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

別表第4備考第11項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第1号ウ」を「の規定による手数料（同項第1号ウ）に、「の手数料の額には」を「に係る申請に係るものに限る。）について」に、「」に応じ」を「）には」に改め、同項を同表備考第20項とし、同表備考第10項中「建築物省エネ法第34条第1項」を「建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項の規定による手数料について、建築物省エネ法第29条第1項」に、「当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料」を「当該手数料」に、「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の額に」を「建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項の規定による手数料の額に」に改め、同項を同表備考第19項とし、同表備考第9項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第2号イ」を「の規定による手数料（同項第2号イ）に、「の手数料の額には」を「に係る申請に係るものに限る。）について」に、「」に応じ」を「）には」に改め、同項第3号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「場合（」の次に「前号に規定する場合を除き、」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）当該共同住宅等に非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 47,500円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 60

， 5 0 0 円

ウ 1， 0 0 0 平方メートルを超え 2， 0 0 0 平方メートル以内の場合  
7 9， 6 0 0 円

エ 2， 0 0 0 平方メートルを超え 5， 0 0 0 平方メートル以内の場合  
1 2 8， 9 0 0 円

オ 5， 0 0 0 平方メートルを超え 1 0， 0 0 0 平方メートル以内の場合  
1 6 8， 4 0 0 円

カ 1 0， 0 0 0 平方メートルを超え 2 5， 0 0 0 平方メートル以内の場合  
2 0 2， 3 0 0 円

キ 2 5， 0 0 0 平方メートルを超える場合 2 3 7， 4 0 0 円

別表第 4 備考第 9 項を同表備考第 1 7 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

1 8 建築物省エネ法第 2 9 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項の規定による手数料（同項第 2 号ウに規定する共同住宅等又は同号エに規定する建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第 1 0 条第 1 号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

別表第 4 備考第 8 項中「第 3 4 条第 1 項」を「第 2 9 条第 1 項」に、「第 1 号イ」を「の規定による手数料（同項第 1 号イ）」に、「の手数料の額には」を「に係る申請に係るものに限る。）について」に、「」に応じ」を「」には」に改め、同項を同表備考第 1 6 項とし、同表備考第 5 項から第 7 項までを削り、同表備考第 4 項中「第 2 号ウ」を「の規定による手数料（同項第 2 号ウ）」に、「の手数料の額には」を「に係る申請に係るものに限る。）について」に、「」に応じ」を「」には」に改め、同項第 3 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「場合（」の次に「前号に規定する場合を除き、」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）当該共同住宅等に非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 24,300円

イ 300平方メートルを超える場合 31,100円

別表第4備考第4項を同表備考第5項とし、同項の次に次の10項を加える。

6 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料の項の規定による手数料（同項第2号エに規定する共同住宅等又は同号オに規定する建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

7 低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）には、当該各号に定める額を加算する。

（1）当該共同住宅等に共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 3,100円

イ 300平方メートルを超える場合 5,300円

（2）当該共同住宅等に非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての前号ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ア又はイに定める額

8 低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合



(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。)  
)には、当該各号に定める額を加算する。

(1) 当該共同住宅等に共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 30,100円

イ 300平方メートルを超える場合 38,300円

(2) 当該共同住宅等に非住宅部分がある場合(非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 12,100円

イ 300平方メートルを超える場合 15,500円

(3) 当該共同住宅等に非住宅部分がある場合(前号に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 24,300円

イ 300平方メートルを超える場合 31,100円

(4) 当該共同住宅等に非住宅部分がある場合(前2号に規定する場合を除く。)  
) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 62,600円

イ 300平方メートルを超える場合 78,700円

9 低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料(低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等並びに低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における1戸建て住宅及び共同住宅等(建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。)に係る申請に係るものを除く。)について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄の規定にかかわらず、第6項の規定により計算して得

た額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の規定による手数料について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の規定による手数料について、当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分をいう。）が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物省エネ法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物省エネ法第30条第1項若しくは第31条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の金額の欄及び前項の規定にかかわらず、建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項第1号（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、建築物省エネ法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項第1号）に係る区分に係る金額の欄に掲げる額に相当する額とする。

12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第

53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の規定による手数料について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの判定を一の申請書により受けようとする場合における当該判定に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した同項の規定による手数料の額に相当する額を合算した額とする。

1.3 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄の規定にかかわらず、第10項の規定により計算して得た計画の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

1.4 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料について、当該手数料に係る建築物(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分をいう。)が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物省エネ法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物省エネ法第30条第1項若しくは第31条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄及び前項の規定にかかわらず、第11項の規定により計算して得た建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

1.5 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの証明書の交付を一の申請書により受けようとする場合における当該証明書の交付に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非

住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した同項の規定による手数料の額に相当する額を合算した額とする。

別表第4備考第3項中「第1号ウ」を「の規定による手数料（同項第1号ウ）に、「の手数料の額には」を「に係る申請に係るものに限る。）について」に、「」に「」を「」には」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第2項の次に次の1項を加える。

- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の項の規定による手数料（同項第2号ウに規定する共同住宅等又は同号エに規定する建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

別表第4備考に次の4項を加える。

- 24 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第1号に掲げる場合に限る。）には、当該各号に定める額を加算する。

- (1) 当該共同住宅等に共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 3,100円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 5,300円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合

8, 700円

エ 2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内の場合  
26, 200円

オ 5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内の場合  
41, 400円

カ 10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内の場合  
52, 300円

キ 25, 000平方メートルを超える場合 65, 400円

(2) 当該共同住宅等に非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての前号アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号アからキまでに定める額

25 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）には、当該各号に定める額を加算する。

(1) 当該共同住宅等に共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 30, 100円

イ 300平方メートルを超え1, 000平方メートル以内の場合 38, 300円

ウ 1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内の場合  
50, 300円

エ 2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内の場合  
80, 500円

オ 5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内の場合  
104, 600円

カ 10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内の場合  
125, 500円

キ 25,000平方メートルを超える場合 146,900円

(2) 当該共同住宅等に非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 12,100円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 15,500円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 20,600円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 34,400円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 45,500円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 54,900円

キ 25,000平方メートルを超える場合 64,800円

(3) 当該共同住宅等に非住宅部分がある場合（前号に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係るものである場合に限る。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 24,300円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 31,100円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 41,300円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 68,800円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 91,100円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 109,900円

キ 25,000平方メートルを超える場合 129,600円

(4) 当該共同住宅等に非住宅部分がある場合（前2号に規定する場合を除く。

） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 62,600円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 78,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 101,900円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 147,700円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 183,500円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 217,500円

キ 25,000平方メートルを超える場合 249,100円

26 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等並びに計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における1戸建て住宅及び共同住宅等（建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）に係る申請に係るものを除く。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄の規定にかかわらず、第22項の規定により計算して得た額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

27 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料について、当該証明書の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（軽微な変更があるものに限る。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微

な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料の額に相当する額を合算した額とする。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第3条関係）

宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料

種類	区分	金額
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この表において「法」という。）第12条第1項に規定する宅地造成等工事許可申請手数料（宅地造成又は特定盛土等に係るものに限る。）	申請1件につき、宅地造成又は特定盛土等を行う土地の面積が	
	(1) 500平方メートル以内のとき	17,000円
	(2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	28,000円
	(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	40,000円
	(4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき	58,000円
	(5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき	69,000円
	(6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき	94,000円
	(7) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき	149,000円
(8) 20,000平方メートルを超え40,000	226,000円	



	<p>平方メートル以内のとき</p> <p>(9) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき</p> <p>(10) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき</p> <p>(11) 100,000平方メートルを超えるとき</p>	<p>360,000円</p> <p>510,000円</p> <p>660,000円</p>
<p>法第16条第1項に規定する宅地造成等工事計画変更許可申請手数料（宅地造成又は特定盛土等に係るものに限る。）</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額。ただし、当該合算した額が660,000円を超えるときは、660,000円とする。</p> <p>(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る設計の変更（次号のみに該当するものを除く。）</p> <p>） 前項の区分の欄に掲げる面積（同号の変更を伴う場合にあっては変更前の宅地造成又は特定盛土等を行う土地の面積、宅</p>

		<p>地造成又は特定盛土等を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の宅地造成又は特定盛土等を行う土地の面積)の区分に応じ、同項の金額の欄に掲げる額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 宅地造成又は特定盛土等を行う土地の追加に係る設計の変更追加される宅地造成又は特定盛土等を行う土地の前項の区分の欄に掲げる面積の区分に応じ、同項の金額の欄に掲げる額</p> <p>(3) 前2号以外の変更 12,000円</p>
<p>法第18条第1項に規定する宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料</p>	<p>申請1件につき、宅地造成又は特定盛土等を行う土地の面積が</p> <p>(1) 2,000平方メートル</p>	<p>4,000円</p>

	ル以内のとき	
	(2) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき	5,000円
	(3) 3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき	7,000円
	(4) 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のとき	11,000円
	(5) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき	19,000円
	(6) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき	31,000円
	(7) 100,000平方メートルを超えるとき	44,000円
法第12条第1項に規定する宅地造成等工事許可申請手数料（土石の堆積に係るものに限る。）	申請1件につき、土石の堆積を行う土地の面積が	
	(1) 500平方メートル以内のとき	12,000円
	(2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	14,000円
	(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	17,000円
	(4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき	20,000円

	(5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき	29,000円
	(6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき	32,000円
	(7) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき	39,000円
	(8) 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のとき	53,000円
	(9) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき	74,000円
	(10) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき	102,000円
	(11) 100,000平方メートルを超えるとき	132,000円
法第16条第1項に規定する宅地造成等工事計画変更許可申請手数料（土石の堆積に係るものに限る。）	申請1件につき	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額。ただし、当該合算した額が132,000円を超えるときは、132,000円とする。 (1) 土石の堆積に関する工事の計

画の変更（次号のみに該当するものを除く。）

前項の区分の欄に掲げる面積

（同号の変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）の区分に応じ、同項の金額の欄に掲げる額に10分の1を乗じて得た額

(2) 土石の堆積を行う土地の追加に係る設計の変更 追加される土石の堆積を行う土地の前項の区分の欄に掲げる面積の区分に応じ、同項の金額の欄に掲げる額

		(3) 前2号以外の 変更 12,0 00円
--	--	------------------------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第7号及び別表第7の改正規定は、令和7年5月9日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正並びに宅地造成等に関する工事の許可等の事務を行うことに伴い、必要があるため。

## 第22号議案

安城市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

安城市道路構造の技術的基準を定める条例（平成25年安城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自動車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形

の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第30条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第38条第1項及び第2項中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 一提案理由一

この案を提出したのは、道路構造令の改正を踏まえ、市道の構造に係る基準を見直す上で、必要があるため。



第23号議案

安城市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市道路占用料条例の一部を改正する条例

安城市道路占用料条例（昭和56年安城市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「950」を「990」に、

「850」を「880」に、



 を 



 に、「83

0」を「860」に、「510」を「530」に、「1,700」を「1,800」に、「720」を「740」に、「2,400」を「2,200」に改め、同表

法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中 



 を

に、「77」を「79」に、「100」を「110」に、「150」を「16

0」に、「200」を「210」に、「360」を「370」に、「510」を「530」に、「1,000」を「1,100」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「17」を「18」に、「850」を「880」に、「510」を「530」に、「1,700」を「1,800」に改め、同表法第32条第

1項第4号に掲げる施設の項中「1,700」を「1,800」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「0.005」を「0.004」に、「0.008」を「0.006」に、「0.01」を「0.007」に、「1,200」を「1,100」に、「710」を「660」に、「1,700」を「1,80

0」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中

24
240

を

22
220

に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「240」を「220」に、

「2,400」を「2,200」に、

24
----

を

22
----

に、

「1,200」を「1,100」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項中「240」を「220」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「170」を「180」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### —提案理由—

この案を提出したのは、愛知県道路占用料条例の改正を踏まえ、市の徴収する道路に係る占用料を改定する上で、必要があるため。

第24号議案

安城市準用河川占用料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市準用河川占用料条例の一部を改正する条例

安城市準用河川占用料条例（平成12年安城市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表柱類及び線類の項中「950」を「990」に、「850」を「880」に、

「

85
----

」を「

88
----

」に改め、同表管類の項中 

3
5

「

6
1

」を「

37
53

」に、「77」を「79」に、「100」を「110」に、

「150」を「160」に、「200」を「210」に、「360」を「370」に、「510」を「530」に、「1,000」を「1,100」に改め、同表橋りょうその他の河川区域を占用するものの項中「0.0464」を「0.0441」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、愛知県流水占用料等徴収条例及び愛知県国土交通省所管

公共用財産使用料徴収条例の改正を踏まえ、市の徴収する準用河川区域内の土地に係る占用料を改定する上で、必要があるため。

第25号議案

安城市法定外公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市法定外公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市法定外公共用物の管理に関する条例（平成5年安城市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条中「あるのは、「」の次に「安城市法定外公共用物の管理に関する条例（平成5年安城市条例第33号）」を加え、「占用等」を「同条例第5条第1項に規定する占用等」に改める。

別表柱類を設置する場合の項中「950」を「990」に、「850」を「88

0」に、

85
----

を

88
----

に改め、同表管類を設置する場

合の項中

36
51

を

37
53

に、「77」を「79」に、「

100」を「110」に、「150」を「160」に、「200」を「210」に、「360」を「370」に、「510」を「530」に、「1,000」を「1,100」に改め、同表通路の項中「0.0464」を「0.0441」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、愛知県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例の改正を踏まえ、市の徴収する法定外公共用物の敷地に係る占用料を改定する上で、必要があるため。

## 第26号議案

安城市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

安城市公共下水道条例の一部を改正する条例

安城市公共下水道条例（平成4年安城市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、下水道法施行令の改正に伴い、必要があるため。





## 第27号議案

安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星 元 人

安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年安城市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）」に、「者」を「者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に、「者」を「者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第3号中「よる専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改める。

第3条第8号中「水道」を「水道等」に、「者」を「者（5年以上水道の工事に

関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第11号とし、同条第7号中「第二次」を「第2次」に、「水道に」を「水道等に」に、「有する者」を「有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (10) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第6号中「若しくは第2号に規定する課程若しくは学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に、「若しくは学科目を」を「を」に改め、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（それぞれ当該各号に規定する水道等の経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「課程又は学科目を修めて、それぞれ当該各号に規定する」を削り、「学校を卒業した」を「卒業をした」に、「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に、「有する者」を「有する者（第1号に規定する卒業をした者にあつては1年以上、第2号に規定する卒業をした者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「よる中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは

土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあつては3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）にあつては5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者にあつては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第3号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「当該学科目」を「当該課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（平成31年安城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の」を削り、「第3条第7号」を「第3条第9号及び第4条第5号」に、「第二次」を「第2次」に改める。

—提案理由—

この案を提出したのは、水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、必要があるため。

第28号議案

土地区画整理事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の  
制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星 元 人

土地区画整理事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

土地区画整理事業基金の設置及び管理に関する条例（昭和61年安城市条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、土地区画整理事業基金の設置目的を果たしたことに伴い、必要があるため。



## 第46号議案

### 工事請負契約の変更について

令和6年第2回安城市議会定例会（第59号議案）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星 元 人

### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 居林橋架替工事（上部工製作・架設）   |
| 2 工事の場所  | 安城市藤井町地内  |
| 3 契約金額   | 変更前金額 金192,060,000円<br>変更後金額 金194,770,400円<br>増 額 金2,710,400円 |
| 4 契約の相手方 | 名古屋市熱田区沢下町1番22号<br>矢田工業株式会社名古屋営業所<br>所長 今 枝 克 彦               |

#### －提案理由－

この案を提出したのは、工事の安全性及び合理性の観点から、次の工程の工事内容の一部を前倒して現工事で施工する等の工事内容の変更により、契約金額を変更する必要があるため。





## 第47号議案

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

### 記

- 1 取得の目的 教職員用図書
- 2 取得する財産
  - (1) 種類 中学校教師用指導書
  - (2) 数量 1,497冊
- 3 契約金額 金55,569,250円
- 4 契約の相手方 安城市御幸本町14番14号  
有限会社日新堂書店  
代表取締役 加藤 登志雄
- 5 契約の方法 随意

### 一提案理由一

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、必要があるため。



第48号議案

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

記

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
2220	池浦池上1号線	池浦町池上41番地先	池浦町池上103番1地先	
2261	丸畔丸田線	池浦町丸畔82番11地先	池浦町丸田172番1地先	
2777	三河安城町16号線	三河安城町二丁目24番3地先	三河安城町二丁目19番9地先	
2825	池浦篠目線	池浦町曲尺手32番2地先	篠目町童子152番2地先	
2826	篠目三河安城東線	篠目町新郷11番地先	三河安城東町二丁目11番9地先	
5244	百石町25号線	百石町二丁目37番2地先	百石町二丁目37番5地先	
5346	安城若宮1号線	安城町若宮75番地先	安城町若宮70番13地先	
5597	咽首伝左2号線	桜井町咽首119番地先	桜井町伝左20番地先	

－提案理由－

この案を提出したのは、道路整備事業等に伴い、現市道を廃止する必要があるため。



第49号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

記

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
2220	池浦池上1号線	池浦町池上41番地先	池浦町池上172番地先	
2261	池浦丸畔線	池浦町丸畔82番30地先	池浦町丸畔96番地先	
2825	池浦三河安城線	池浦町曲尺手32番2地先	三河安城町二丁目24番3地先	
2826	篠目三河安城東線	篠目町童子209番2地先	三河安城東町二丁目11番9地先	
2937	新郷童子2号線	篠目町新郷11番地先	篠目町童子209番2地先	
5119	箕輪切戸2号線	箕輪町切戸27番地先	箕輪町切戸25番地先	
5346	安城若宮1号線	安城町若宮74番2地先	安城町若宮70番16地先	
5597	桜井咽首10号線	桜井町咽首119番地先	桜井町咽首200番地先	
6072	桜井桜西1号線	桜井町桜西三丁目19番1地先	桜井町桜西二丁目15番3地先	

－提案理由－

この案を提出したのは、道路整備事業等に伴い、道路を市道として認定する必要があるため。



第50号議案

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第5項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を次のとおり決定するものとする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星 元 人

記

公園名	区域	面積	備考
安城市総合運動公園	新田町	0.26ヘクタール	拡張

－提案理由－

この案を提出したのは、都市公園の整備促進及び住民福祉の向上を図る上で、必要があるため。





報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

## 施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

施設管理に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

### 記

#### 1 令和6年9月24日発生 of 事故

- (1) 損害賠償額 金56,568円
- (2) 事故内容
- ア 発生時刻 午前9時40分頃
- イ 発生場所 安城市今本町地内
- ウ 経過 上記地内の市道において、路肩に寄せて停車していた相手方車両が発進したところ、車道部にせり出した街路樹の幹に接触したもの
- (3) 相手方の損害の程度 荷台の損傷
- (4) 過失割合 安城市30パーセント 相手方70パーセント

令和7年1月17日専決

安城市長 三星元人

#### 2 令和6年8月21日発生 of 事故

- (1) 損害賠償額 金212,261円
- (2) 事故内容
- ア 発生時刻 午後5時30分頃
- イ 発生場所 安城市浜屋町地内
- ウ 経過 上記地内の市道において、車道部にせり出した街路樹の枝が落下し、走行中の相手方車両に当たったもの
- (3) 相手方の損害の程度 フロントガラスの損傷
- (4) 過失割合 安城市100パーセント 相手方0パーセント

令和7年1月21日専決

安城市長 三星元人

3 令和5年6月2日発生 of 事故

- (1) 損害賠償額 金80,504円
- (2) 事故内容
- ア 発生時刻 午後7時頃
- イ 発生場所 安城市里町地内
- ウ 経過 上記地内の市道において、走行中の相手方車両が、  
道路のくぼみにはまったもの
- (3) 相手方の損害の程度 左の前輪の損傷
- (4) 過失割合 安城市70パーセント 相手方30パーセント

令和7年2月5日専決

安城市長 三星元人

